

第4回生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会会議次第

と き 平成14年11月5日(火)午後1時30分

ところ 生野町町民会館 2階会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 諸般の報告

5 議 題

(1) 報告事項

報告第6号 第1回新市(町)名称検討小委員会について

報告第7号 第1回新市(町)庁舎等検討小委員会について

報告第8号 第2回新市(町)まちづくり計画検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第23号 市制施行について

協議第24号 第5回合併協議会会議日程について

(3) 提案事項

提案第 5 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて

提案第 6 号 地方税の取り扱い(その 1)について

提案第 7 号 特別職の身分の取り扱い(その 1)について

提案第 8 号 慣行の取り扱い(その 1)について

6 その他

7 閉 会

第 4 回 協 議 会 資 料 集

平成14年11月5日(火)

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会

資 料 索 引

報告第 6 号	第 1 回新市（町）名称検討小委員会について	P 1 ~ P 2
報告第 7 号	第 1 回新市（町）庁舎等検討小委員会について	P 3 ~ P 4
報告第 8 号	第 2 回新市（町）まちづくり計画検討小委員会について	P 5 ~ P 8
協議第 23 号	市制施行について	P 9
協議第 24 号	第 5 回合併協議会会議日程について	P 10
提案第 5 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて	P 11 ~ P 14
提案第 6 号	地方税の取り扱い（その 1）について	P 15 ~ P 18
提案第 7 号	特別職の身分の取り扱い（その 1）について	P 19 ~ P 23
提案第 8 号	慣行の取り扱い（その 1）について	P 24 ~ P 28

報告第 6 号

第 1 回新市（町）名称検討小委員会について

第 1 回新市（町）名称検討小委員会について報告する。

平成 1 4 年 1 1 月 5 日報告

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

第 1 回新市（町）名称検討小委員会について

第 1 回新市（町）名称検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成14年10月21日

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会長 水谷岩雄様

新市(町)名称検討小委員会
委員長 伊澤 健

第1回新市(町)名称検討小委員会の報告について

第1回新市(町)名称検討小委員会を10月18日(金)に開催したので、生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 報告事項

(1) 委員長、副委員長の選出について

委員長	伊澤 健	生野町
副委員長	谷口 秀雄	山東町

(2) 新市(町)名称の選定方針等について

- 選定方針及び選定方法等の具体策は、次回以降の協議とする。

(3) 第2回小委員会の開催について

- 平成14年11月7日(木) 13時30分～
山東町役場2階会議室

報告第7号

第1回新市(町)庁舎等検討小委員会について

第1回新市(町)庁舎等検討小委員会について報告する。

平成14年11月5日報告

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会長 水谷岩雄

第1回新市(町)庁舎等検討小委員会について

第1回新市(町)庁舎等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成14年10月28日

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会長 水谷岩雄様

新市(町)庁舎等検討小委員会
委員長 安福英則

第1回新市(町)庁舎等検討小委員会の報告について

第1回新市(町)庁舎等検討小委員会を10月25日(金)に開催したので、生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 報告事項

(1) 委員長、副委員長の選出について

委員長	安福英則	和田山町
副委員長	白瀧祐三郎	生野町

(2) 基本的事項の確認について

将来的に本庁舎を新設する方向で検討していくことについて意見の一致を見た。

(3) 今後の検討事項について

本庁舎の建設時期、場所の検討
既存の各町庁舎の利用方法及び方式(機能)の検討
合併時の事務所(本庁)の位置の検討

(4) 第2回小委員会の開催について

○ 平成14年11月13日(水) 先進地視察(篠山市)

報告第 8 号

第 2 回新市（町）まちづくり計画検討小委員会について

第 2 回新市（町）まちづくり計画検討小委員会について報告する。

平成 1 4 年 1 1 月 5 日報告

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

第 2 回新市（町）まちづくり計画検討小委員会について

第 2 回新市（町）まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成14年10月30日

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会長 水谷岩雄様

新市(町)まちづくり計画検討小委員会
委員長 中島利信

第2回新市(町)まちづくり計画検討小委員会の報告について

第2回新市(町)まちづくり計画検討小委員会を10月29日(火)に開催したので、生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会小委員会規程第7条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 報告事項

(1) 合併協議会委員から出された「まちづくりの考え方 ~理念~」の整理

詳細な報告は別紙のとおり

別紙

第2回新市（町）まちづくり計画検討小委員会で整理した 『新市のまちづくりの方針・考え方・視点「～理念～」』

これは、10月10日の合併協議会において、協議会委員の皆様方が発表された「まちづくりの考え方 ～理念～」に関する各委員の意見発表（要約）に基づいて10月29日まちづくり計画検討小委員会において協議整理したものです。

なお、今後さらに小委員会においては、住民意識調査等の情報の整理を行うことにより最終的な『まちづくりの方針・考え方・視点「～理念～」』をまとめる考えです。

『新市のまちづくりの方針・考え方・視点「～理念～」』

1班	<p>人を大切にしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自然環境の保全と連携した農林業の振興・ コミュニティを大切にした参画と協働による行財政の運営・ 歴史と文化を大切にした地域の連携・ 商工業の振興・ 教育・福祉の充実・人権の尊重
2班	<p>住民参加のまちづくり～参画と協働～</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自然にやさしいまちづくり・ 安心して暮らせるまちづくり・ オンリーワンのまちづくり・ 文化の薫り高いまちづくり
3班	<p>新市における分権化(地域主権)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域個性(コミュニティ・伝統・文化)を活かせるまちづくり 参画と協働・自己決定自己責任

協議第 2 3 号

市制施行について

市制施行について提出する。

平成 1 4 年 1 1 月 5 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

市制施行について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条の 2 の規定に基づき、市制を施行する。

平成 年 月 日確認

協議第 2 4 号

第 5 回合併協議会会議日程について

第 5 回合併協議会会議日程について提出する。

平成 1 4 年 1 1 月 5 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

第 5 回合併協議会会議日程について

第 5 回生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会会議を下記のとおり開催する。

記

- 1 開催日時 平成 1 4 年 1 1 月 2 2 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から
- 2 開催場所 和田山町文化会館 小ホール

平成 年 月 日確認

提案第 5 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。

平成 1 4 年 1 1 月 5 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて

新市に 1 つの農業委員会を置き、4 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 1 6 年 7 月 1 9 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調査書

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い			農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い																												
関係項目																																
専門部会番号	F	専門部会名	産業建設部会	分科会コード	F 1	分科会名	農林分科会																									
課題・問題点(現況)				調整案																												
<p>各町農業委員会の委員のうち選挙委員が 55 名、議会推薦委員が 11 名、農業団体推薦委員が 4 名の合わせて 70 名となっており任期も違っている。</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <td>生野町</td> <td>和田山町</td> <td>山東町</td> <td>朝来町</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>70</td> </tr> </table>				生野町	和田山町	山東町	朝来町	計	10	15	15	15	55	3	3	2	3	11	1	1	1	1	4	14	19	18	19	70	<p>新市に 1 つの農業委員会を置き、4 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 16 年 7 月 19 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>なお、農業委員会の組織体制を早期に確立させるため、農業委員会総会(4月中旬)までに議会推薦委員、農業団体推薦委員を確定する。</p>			
生野町	和田山町	山東町	朝来町	計																												
10	15	15	15	55																												
3	3	2	3	11																												
1	1	1	1	4																												
14	19	18	19	70																												
調整方針				調整方針																												
合併時に再編する。																																
任期 3 年																																
生野町	平成 17 年 7 月 19 日	任期満了																														
和田山町	平成 17 年 3 月 22 日	任期満了																														
山東町	平成 17 年 7 月 20 日	任期満了																														
朝来町	平成 17 年 7 月 19 日	任期満了																														

農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い

区	分	選任方法等	定数	任期	根拠法令
1	原則 1	新たに選挙する	条例で定める数	3 年	農業委員会等に関する法律第 3 条、第 7 条及び第 15 条の各第 1 項
	特例 1	右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により 80 を超えず 10 を下らない数	合併後 1 年を超えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第 3 条第 1 項、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項、第 2 項
	特例 2	従前の市町村の委員会は、それぞれ新市の委員会となつて存続し、委員もそのまま在任する	従前の定数	従前の任期	農業委員会等に関する法律第 34 条第 1 項、第 2 項
2	原則 2	各委員会ごとに新たに選挙する	条例で定める数	3 年	農業委員会等に関する法律第 34 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 15 条第 1 項
	特例 3	右記の定数を超えるときは、各委員会ごとに合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により 80 を超えず 10 を下らない数	合併後 1 年を超えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第 34 条第 1 項、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 3 項

合併特例法の期限と農業委員会の委員の任期について

合併特例法期限	平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	1	4	7	10	1	4	7	10
農業委員会の任期	生野町	平成14年7月19日	現委員		在任期間		新委員	
	和田山町	平成14年3月22日	現委員		在任期間		新委員	
	山東町	平成14年7月20日	現委員		在任期間		新委員	
	朝来町	平成14年7月19日	現委員		在任期間		新委員	
		選挙 和田山町	選挙 生野町・朝来町	選挙 山東町	合併	選挙 案1	選挙 案2	選挙 案3

案1 合併により失職する(50日以内に選挙) 平成16年3月 日

案2 合併後最初に任期の月日に到達する生野町・朝来町に合わせる 平成16年7月19日
 生野町・山東町・朝来町 任期2年で終了 和田山町 任期2年4ヶ月で終了

案3 和田山町の任期に合わせる 平成17年3月22日
 生野町・山東町・朝来町 任期2年8月で終了 和田山町 任期3年間満了

新しい委員数は選挙による委員30人以下、議会推薦委員5人以下、農業団体推薦委員1人とする。

提案第 6 号

地方税の取り扱い（その 1）について

地方税の取り扱い（その 1）について提出する。

平成 14 年 11 月 5 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

地方税の取り扱い（その 1）について

- 1 税率等の取り扱い（国民健康保険税を除く）
 - （1）個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・鉱産税は 4 町に相違がないため市税として現行どおり新市に引き継ぐ。
 - （2）入湯税については合併時に再編し、市税として条例を制定する。税率は標準税率の 1 人 1 日 150 円とする。
 - （3）特別土地保有税の課税対象面積を 5,000 m²以上に統合する。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調書

協議項目	地方税の取り扱い(その1)		事務事業名	税率等の取り扱い(国民健康保険税を除く)			
関係項目	個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・入湯税・鉱産税・特別土地保有税						
専門部会番号	C	専門部会名	税務部会	分科会コード	C 1	分科会名	税務分科会
課題・問題点(現況)	調 整 案						
	調 整 方 針			具 体 的 調 整 方 針			
1. 個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・鉱産税の税率は4町に相違がない。	合併時に統合する。			個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・鉱産税は4町に相違がないため市税として現行どおり新市に引き継ぐ。			
2. 入湯税について 生野町 1人1日 150円 山東町 条例制定されていない 和田山町 1人1日 150円 朝来町 1人1日 150円	合併時に生野町、和田山町、朝来町の制度に統合する。			入湯税は合併時に再編し、市税として条例を制定する。税率は標準税率の1人1日150円とする。			
3. 特別土地保有税の税率は4町に相違はないが、課税対象面積が和田山町については、都市計画区域を有するため5,000㎡以上、その他3町は10,000㎡以上となっている。	合併時に和田山町の制度に統合する。			課税対象面積を5,000㎡以上に統合する。都市計画区域が新市に引き継がれるため、地方税法595条の規定により、都市計画区域を有する市町村の課税面積は5,000㎡以上となる。			

軽自動車税	4月1日現在の軽自動車の所有者 税率 1 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc 1,200円 125cc 1,600円 ミニカー 2,500円 2 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上 乗用のもの 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用のもの 営業用 3,000円 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 3 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 4 二輪の小型自動車 4,000円	・その年の4月1日現在軽自動車等の所有者 標準税率 1台について (1) 原動機付自転車 50CC以下 1,000円 90CC 1,200円 120CC 1,600円 ミニカー 2,500円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用のもの 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用のもの 営業用 3,000円 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 (3) 二輪の小型自動 4,000円	・その年の4月1日現在軽自動車等の所有者 標準税率 1台について (1) 原動機付自転車 50CC以下 1,000円 90CC 1,200円 120CC 1,600円 ミニカー 2,500円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用のもの 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用のもの 営業用 3,000円 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 (3) 二輪の小型自動車 4,000円	・その年の4月1日現在軽自動車等の所有者 標準税率 1台について (1) 原動機付自転車 50CC以下 1,000円 90CC 1,200円 120CC 1,600円 ミニカー 2,500円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上のもの 乗用のもの 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用のもの 営業用 3,000円 自家用 4,000円 雪上車 2,400円 イ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 (3) 二輪の小型自動車 4,000円
たばこ税	・製造たばこの卸売り販売業者 標準税率 普通たばこ 2,668円/1000本 旧三級品 1,266円/1000本	・製造たばこの卸売り販売業者 標準税率 普通たばこ 2,668円/1000本 旧三級品 1,266円/1000本	・製造たばこの卸売り販売業者 標準税率 普通たばこ 2,668円/1000本 旧三級品 1,266円/1000本	・製造たばこの卸売り販売業者 標準税率 普通たばこ 2,668円/1000本 旧三級品 1,266円/1000本
入湯税	・鉱泉浴場における入湯者 1人1日 150円	・鉱泉浴場における入湯者 1人1日 150円		・鉱泉浴場における入湯者 1人1日 150円
鉱産税	・鉱物の掘採事業者 標準税率 鉱物価格200万円以上 100分の1 鉱物価格200万円以下 100分の0.7	・鉱物の掘採事業者 標準税率 鉱物価格200万円以上 100分の1 鉱物価格200万円以下 100分の0.7	・鉱物の掘採事業者 標準税率 鉱物価格200万円以上 100分の1 鉱物価格200万円以下 100分の0.7	・鉱物の掘採事業者 標準税率 鉱物価格200万円以上 100分の1 鉱物価格200万円以下 100分の0.7
特別土地保有税	・10,000㎡以上の土地の取得または所有者 標準税率 土地の所有 100分の1.4 土地の取得 100分の3	・5,000㎡以上の土地の取得または所有者 標準税率 土地の所有 100分の1.4 土地の取得 100分の3	・10,000㎡以上の土地の取得または所有者 標準税率 土地の所有 100分の1.4 土地の取得 100分の3	・10,000㎡以上の土地の取得または所有者 標準税率 土地の所有 100分の1.4 土地の取得 100分の3

提案第 7 号

特別職の身分の取り扱い（その 1）について

特別職の身分の取り扱い（その 1）について提出する。

平成 14 年 11 月 5 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

特別職の身分の取り扱い（その 1）について

1 特別職（首長・議員等）について

- (1) 市長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。（議会議員の定数及び任期の取り扱いについては別途協議する。）
- (2) 市長、助役、収入役、教育長の給料及び議員の報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。
- (3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。

2 その他特別職（行政委員会）について

- (1) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。（農業委員会委員の定数及び任期については別途協議する。）
- (2) 報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。
- (3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。

平成 年 月 日確認

事務一元化分析調査書

協議項目	特別職の身分の取り扱い(その1)			事務事業名	特別職(首長・議員等)の給料・報酬・費用弁償		
関係項目							
専門部会番号	A	専門部会名	総務・企画部会	分科会コード	A 4	分科会名	人事分科会
課題・問題点(現況)				調整案			
調整方針				具体的調整方針			
<p>給料等の比較</p> <p>常勤の特別職及び教育長の給料額の相違</p> <p>町長：最高880,000円(和田山町)：最低860,000円(生野町・朝来町)</p> <p>助役：最高700,000円(和田山町)：最低690,000円(和田山町以外)</p> <p>収入役：最高640,000円(和田山町)：最低615,000円(山東町・朝来町)</p> <p>教育長：最高630,000円(和田山町)：最低615,000円(和田山町以外)</p> <p>議員の報酬額の相違</p> <p>議長：最高365,000円(和田山町)：最低310,000円(生野町・山東町)</p> <p>副議長：最高285,000円(和田山町)：最低230,000円(和田山町以外)</p> <p>委員長：最高270,000円(和田山町)：最低205,000円(生野町・山東町)</p> <p>議員：最高265,000円(和田山町)：最低200,000円(和田山町以外)</p> <p>費用弁償の相違</p> <p>4町に相違はない。</p>				<p>整合的事項</p> <p>市長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。(議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、別途協議する)</p> <p>個別的事項</p> <p>市長、助役、収入役、教育長の給料</p> <p>給料は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>議員の報酬</p> <p>議員の報酬は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>費用弁償</p> <p>費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>調整の方法</p> <p>新市における報酬額等を協議するに当たっては、報酬審議会に準じた第三者機関を組織し審議することとする。</p>			
<p>(注)教育長は地方公務員法の規定により一般職の地方公務員であるが、給与については、教育公務員特例法第17条の規定により、他の一般職に属する職員とは別個に条例で定めることとされており、その規定が職務と責任の特殊性に基づき特別職の給与の規定に類似していることから、特別職の身分取扱いに関する事項に含めて協議するものである。</p>							

事務一元化分析調査

協議項目	特別職の身分の取り扱いについて（その1）	事務事業名	その他特別職（行政委員会）の報酬・費用弁償
関係項目			
専門部会番号	A	分科会コード	A 4
	専門部会名	分科会名	人事分科会
	総務・企画部会		
課題・問題点（現況）		調整案	
<p>行政委員会の委員の報酬額等の相違</p> <p>教育委員会（年額）</p> <p>委員長：最高250,000円（和田山町）：最低191,800円（山東町）</p> <p>委員：最高198,000円（和田山町）：最低149,900円（山東町）</p> <p>監査委員（年額）</p> <p>学識経験：最高354,000円（和田山町）：最低190,300円（山東町）</p> <p>議会選出：最高200,000円（朝来町）：最低140,800円（山東町）</p> <p>農業委員会（年額）</p> <p>委員長：最高250,000円（和田山町）：最低153,800円（生野町）</p> <p>委員：最高198,000円（和田山町）：最低97,400円（生野町）</p> <p>選挙管理委員会（年額）</p> <p>委員長：最高92,000円（和田山町）：最低50,600円（山東町）</p> <p>委員：最高74,000円（和田山町）：最低37,700円（山東町）</p> <p>固定資産評価審査委員会（年額・日額）</p> <p><年額>委員：最高15,400円（山東町）</p> <p><日額>委員長：最高10,000円（和田山町）：最低5,500円（朝来町）</p> <p>委員：最高9,000円（和田山町）：最低5,500円（朝来町）</p>		<p>調整方針</p> <p>合併時に再編する</p>	
<p>【費用弁償】</p> <p>生野町：支給なし</p> <p>和田山町：報酬が年額の行政委員会の委員 2,000円</p> <p>山東町：報酬が年額の行政委員会の委員（固評含む） 2,000円</p> <p>朝来町：報酬が年額の行政委員会の委員 2,000円</p>		<p>具体的調整方針</p> <p>行政委員会の委員数及び任期は、各法令の定めるところによる。（農業委員会委員の定数及び任期については別途協議する。）</p> <p>報酬額は、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>新市における報酬額等を協議するに当たっては、報酬審議会に準じた第三者機関を組織し審議することとする。</p> <p>[教育委員会] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条～第22条4町の委員は失職し、失職した委員から新市職務執行者が委員を臨時に選任する。臨時に選任された委員の任期は、合併後最初に行われる市長選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで。</p> <p>教育長は、選任された委員の互選により当該委員のうちから定めた者とする。</p> <p>[監査委員] 地方自治法第195条～第197条4町の委員は失職する。</p> <p>新市長が議会の同意を得て、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任する。</p> <p>監査委員は、行政実例で職務執行者は監査委員を選任すべきではない（昭和42年1月10日）とされている。</p> <p>[農業委員会] 合併特例法第8条協定項目「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」で別途協議する。</p> <p>[暫定的選挙管理委員会] 地方自治法施行令第4条4町の委員は失職する。議会において選挙されるまでの間、従来選挙管理委員会委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てる。なお、新市職務執行者は、あらかじめ互選を行う場所及び日時について関係人に通知する。</p> <p>任期は、新市議会で委員が選挙されるまで。</p> <p>[固定資産評価審査委員会] 地方税法第423条4町の委員は失職する。新市職務執行者は、市長が選挙されるまでの間は、従来の委員であった者から選任する。新市長は、最初に招集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間は、従来の委員であった者から選任する。</p> <p>監査委員以外の委員は、職務執行者が法律に定めた方法により選任することから、常勤の特別職等と同様に合併時まで報酬額等を協議し決定しておかなければならない。</p>	

事務事業現況調書

(A) 総務・企画部会		(4) 人事分科会									
事務事業名											
特別職（首長・議員等）の給料・報酬・費用弁償											
項目	生野町		和田山町		山東町		朝来町				備考
常勤の特別職	平成10年4月1日改定		平成8年4月1日改定		平成10年4月1日改定		平成10年4月1日改定				
	町長	860,000円	町長	880,000円	町長	870,000円	町長	860,000円			
	助役	690,000円	助役	700,000円	助役	690,000円	助役	690,000円			
	収入役	635,000円	収入役	640,000円	H11.10.1 収入役	615,000円	H11.4.1 収入役	615,000円			
教育長	615,000円	教育長	630,000円	教育長	615,000円	教育長	615,000円				
議員の報酬	平成10年4月1日改定		平成9年4月1日改定		平成10年4月1日改定		平成10年4月1日改定				
	議長	310,000円	議長	365,000円	議長	310,000円	議長	320,000円			
	副議長	230,000円	副議長	285,000円	副議長	230,000円	副議長	230,000円			
	常任委員長	205,000円	常任委員長	270,000円	常任委員長	205,000円	常任委員長	210,000円			
	議運委員長	慣例で副議長が当たる 200,000円	議運委員長	270,000円	議運委員長	205,000円	議運委員長	210,000円			
議員	200,000円	議員	265,000円	議員	200,000円	議員	200,000円				
議会招集等に係る費用 弁償の額	1日につき	2,000円	1日につき	2,000円	1日につき	2,000円	1日につき	2,000円			

事務事業現況調書

(A) 総務・企画部会		(4) 人事分科会			
事務事業名 その他特別職(行政委員会)の報酬・費用弁償・旅費					
項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
行政委員会 【報酬】					
教育委員会	委員長 年額 205,000 円 委員 年額 166,000 円	年額 250,000 円 年額 198,000 円	年額 191,800 円 年額 149,900 円	年額 203,000 円 年額 165,000 円	
監査委員	学識経験 年額 246,000 円 議会選出 年額 185,000 円	年額 354,000 円 年額 198,000 円	年額 190,300 円 年額 140,800 円	年額 283,000 円 年額 200,000 円	
農業委員会	会長 年額 153,800 円 委員 年額 97,400 円	年額 250,000 円 年額 198,000 円	年額 160,400 円 年額 120,300 円	年額 163,000 円 年額 112,000 円	
選挙管理委員会	委員長 年額 67,000 円 委員 年額 57,000 円	年額 92,000 円 年額 74,000 円	年額 50,600 円 年額 37,700 円	年額 66,000 円 年額 54,000 円	
固定資産評価審査委員会	委員長 円 委員 日額 7,200 円	日額 10,000 円 日額 9,000 円	円 年額 15,400 円	日額 5,500 円 日額 5,500 円	
公平委員会	地方公務員法第7条第4項の規定に基づき共同設置：但馬公平委員会	地方公務員法第7条第4項の規定に基づき共同設置：但馬公平委員会	地方公務員法第7条第4項の規定に基づき共同設置：但馬公平委員会	地方公務員法第7条第4項の規定に基づき共同設置：但馬公平委員会	
【費用弁償】	支給規定なし	1日につき 2,000 円 報酬が年額の行政委員会の委員が委員会に出席したとき、若しくは監査委員が勤務したとき	1日につき 2,000 円 1日に満たないときは1日とみなす 報酬が年額の行政委員会の委員が委員会に出席したとき、若しくは監査委員が監査を執行したとき	1日につき 2,000 円 報酬が年額と定められている職員が町内で職務を行う場合	

提案第 8 号

慣行の取り扱い（その 1）について

慣行の取り扱い（その 1）について提出する。

平成 14 年 11 月 5 日提出

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
会 長 水 谷 岩 雄

慣行の取り扱い（その 1）について

- 1 市の花、木、歌については、新市において市民意識の醸成ができた段階で、市制 5 周年記念時までには定める。
- 2 市の鳥については、新市において検討する。
- 3 市章については、新市名等を考慮し、合併後すみやかに定める。
- 4 名誉市民制度については、新市において新たに創設する。
すでに、各町でその称号を贈られている名誉町民は、新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認





事務一元化分析調査書

協議項目		慣行の取り扱い(その1)			事務事業名		市町村の花・木・町章等に関すること	
関係項目	町花・町木・町民歌・町鳥・町章	総務・企画部会	分科会コード	分科会名	行政分科会			
専門部会番号	A	専門部会名	1	1	1			
課題・問題点(現況)		調整方針		調整案				
		調整方針		具体的調整方針				
【町花】								
生野町	りんどう							合併後、市民意識の醸成ができてきた段階で、市制5周年記念時までにて定める。
和田山町	さくら							
山東町	きく							
朝来町	ささゆり							
【町木】								
生野町	どうだんつつじ							合併後、市民意識の醸成ができてきた段階で、市制5周年記念時までにて定める。
和田山町	かし							
山東町	もくせい							
朝来町	けやき							
【町民歌】								
4町とも有り								合併後、市民意識の醸成ができてきた段階で、市制5周年記念時までにて定める。
【町鳥】								
朝来町のみ有り	ひばり							合併後検討する。
【町章】								
新市においても新たに必要となる。								新市名等を考慮し、合併後すみやかに定める。

事務一元化分析調書

協議項目	慣行の取り扱い(その1)				事務事業名	名誉町民表彰に関すること	
関係項目							
専門部会番号	A	専門部会名	総務・企画部会	分科会コード	1	分科会名	行政分科会
課題・問題点(現況)	<p>・ 生野町・和田山町・朝来町は制度を有するが、山東町はない。</p> <p>・ 制度を有する3町において、表彰の基準等が異なる。</p>						
	調整方針			調整案			
	調整方針			具体的調整方針			
	<p>合併後に再編する。</p> <p>・ 名誉市民制度については、新市において新たに創設する。</p> <p>・ すでに各町でその称号を贈られている名誉町民は新市に引き継ぐ。</p>						

事務事業現況調査書

総務・企画部会		行政 分科会		
市町村の花・木・町章等に関すること				
項目	生野町	和田山町	山東町	
町花	<p>【町の花】 りんどう (制定時期) 昭和59年 (理由) 森林で清らかな姿は高原と湖の町「生野」のイメージである。</p>	<p>【町花】 さくら (制定の時期) 昭和46年5月22日 (理由) 立雲峡に代表される「さくら」は、住民の心のふるさとにふさわしい花であることから町の花に指定</p>	<p>【町花】 さく (制定時期) 昭和59年3月31日 (理由) 町民の心算による町花候補中から審査の結果選定。山東町内に広く育成栽培され、みんなから親しまれ、よく知られている山東町を代表する花。</p>	<p>【町花】 さざゆり (制定時期) 昭和46年8月20日 (理由) 朝来町の山野に多く自生し、清楚ですっきりとした清らかな姿に安らぎを感じさせてくれる。風雪に負けず潰れすがすがしく生きていく姿は、優雅で明るい町を象徴している。</p>
町木	<p>【町の木】 どうたんつつじ (制定時期) 昭和59年 (理由) 山地に自生し、暮から初夏にかけてつぼ状の花をたくさん咲かせます。その姿が町の繁栄を表しています。</p>	<p>【町樹】 かし (制定の時期) 昭和46年5月22日 (理由) かしは、町内いたるところに自生し、風雪にも耐えるたくましい生命力を持っていることから町木に指定</p>	<p>【町木】 もくせい (制定の時期) 昭和59年3月31日 (理由) 山東町「花とみどりの町」運動と県政百年記念の緑化運動をかねて、山東町を代表する「木」を町民で投票し、最も投票数の多いもくせい122通、たいさんぼく122通、さんか11通、たらよう2通、もくれん1通</p>	<p>【町木】 けやき (制定時期) 昭和46年8月20日 (理由) 八代の「木けやき」は、早くから町民に愛され天然記念物に指定されていることから町民の誇りのひとつ。材は堅く、木目は美しく用途は広い。木は高くなり、樹枝は四方に広がり、新緑5月に見る若葉の萌えるような姿は、伸び行く町勢にもたとえられ頼もしく、望み豊かである。</p>
町民歌	<p>【町民歌】 あり</p>	<p>【町民歌】 あり</p>	<p>【町民歌】 あり</p>	<p>【町民歌】 あり</p>
町鳥	<p>【町鳥】 あり</p>	<p>【町鳥】 あり</p>	<p>【町鳥】 あり</p>	<p>【町鳥】 あり</p>
町章	<p>【制定日】 昭和27年12月22日</p> 	<p>【制定日】 昭和37年3月15日</p> 	<p>【制定日】 昭和29年9月8日</p> 	<p>【制定日】 昭和30年3月16日</p> 
備考				

事務事業現況調査

総務・企画部会 行政 分科会

事務事業名

名誉町民表彰に関すること

項目	生野町	和田山町	山東町	朝来町	備考
	<p>【表彰の基準】 町政発展に寄与し、その功績が卓絶であり、町民の尊敬の的と仰がれる者。</p> <p>【選定】 町長が議会の同意を得て選定する。</p> <p>【顕彰】 顕彰状及び生野町名誉町民章の贈呈</p> <p>【待遇】 ・町の行う儀式又は公式会合への招待 ・町公葬の礼</p> <p>【条例】 昭和42年7月7日</p> <p>【これまでの受賞者】 白瀧 五郎氏（故人）</p>	<p>【表彰の基準】 本町住民又は本町にゆかりの深いもので、公共の福祉の増進又は社会及び文化並びにスポーツの振興に寄与し、その功績が卓絶で町民から尊敬の的と仰がれるものに対し、和田山町名誉町民の称号を贈呈する。</p> <p>【選定】 町長が議会の同意を得て選定する。</p> <p>【顕彰】 顕彰状及び匾を贈呈する。</p> <p>【待遇】 町が主催する重要な式典及び行事への招待 死亡の際における申辞及び香典等の贈呈</p> <p>【条例】 平成14年3月28日</p> <p>【これまでの受賞者】 該当者なし</p>	<p>【表彰の基準】 朝来町住民及び朝来町にゆかりの深い者で、公共の福祉又は社会及び文化の交流に寄与し、その功績が卓絶で町民から尊敬の的と仰がれるものに対して名誉町民の称号を贈呈する。</p> <p>【選定】 選定は、町長が議会の同意を得る。称号は、故人に対してでも追贈することができる。名誉町民が著しく名誉を失墜したときは、議会の同意を得て称号を取り消す。</p> <p>【顕彰】 名誉町民賞は、顕彰状と盾とし、盾にはその者の氏名・功績の概要・肖像を刻む。名誉町民には、名誉町民賞を贈呈し、その功績を名誉町民台帳に登録することにも町広報に掲載する。</p> <p>【待遇】 名誉町民に与える礼遇として、 ・町が主催する重要な式典及び行事への招待 ・死亡の際における申辞・献花・弔慰金 ・その他町長が必要と認めるもの</p> <p>【条例】 平成6年12月27日</p> <p>【これまでの受賞者】 淀井 敬夫 氏</p>		

第 4 回 協 議 会 参 考 資 料 集

平成14年11月5日(火)

生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会

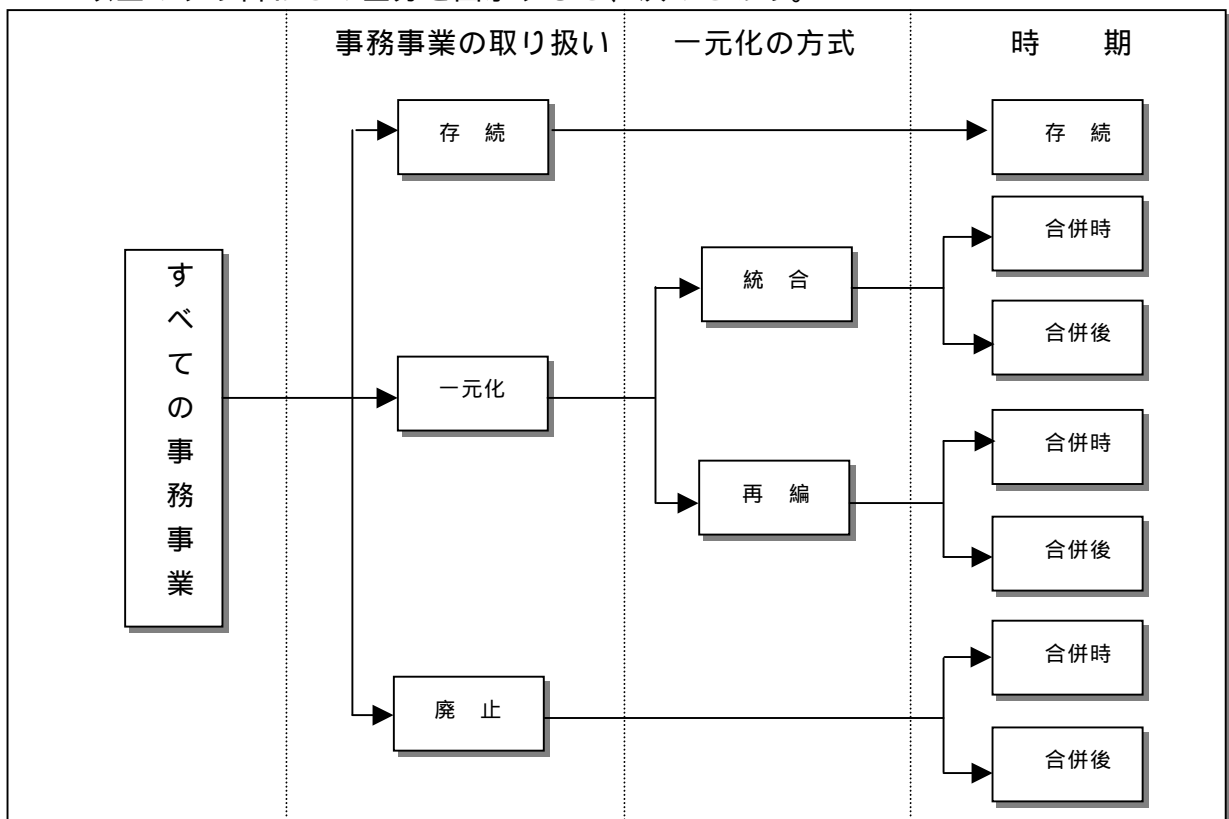
参 考 資 料 索 引

協議第 23 号 参 考 資 料	市町村の合併の特例に関する法律 < 抜粋 >	P 1 ~ P 2
	市と町の主な相違点 (その他の市の処理する事務等)	P 3 ~ P 5
提案第 5 号 参 考 資 料	農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令	P 6 ~ P 7
	先進地事例	P 8
提案第 6 号 参 考 資 料	地方税の概要	P 9 ~ P 10
	地方税の取扱いに関する法令	P 11 ~ P 12
	先進地事例	P 13 ~ P 14
提案第 7 号 参 考 資 料	特別職の取り扱い	P 15 ~ P 17
	特別職の職員の身分の取り扱いに関する法令	P 18 ~ P 19
	先進市事例	P 20
提案第 8 号 参 考 資 料	慣行の取り扱いについて 先進市事例	P 21 ~ P 22

調 整 の 方 針

- 存 続** 新市においても「存続」させる事務事業
- ・ 新市においても現行どおりに執行していく事務事業で、「1国2制度」的な取り扱いをしていくものを指す。
- 一元化** 新市において「一元化」させる事務事業
- ・ 新市において統一的な考え方のもとに執行していく事務事業で、このうち、いずれかの団体の事務事業の制度や仕組みを新市全体に適用していく「統合」と、構成団体の制度や仕組みを改変し新市として新たなものにしていく「再編」とに分類する。
 - ・ 統合も再編も「合併時」に行うものと「合併後」に行うものの2つに細分され、一元化しないと法令違反になってしまうものや、市民生活に重大な支障を生じてしまうような場合は「合併時」に『統合』ないし『再編』という判断を下す必要がある。
- 廃 止** 新市においては「廃止」する事務事業
- ・ 新市において執行する目的、役割がないと判断され、廃止すべきもの。
 - ・ これも、合併時又は合併後に廃止するものの2通りがある。

以上のすり合わせの区分を図示すると、次のとおり。



協議第 23 号参考資料

市町村の合併の特例に関する法律 < 抜粋 >

附 則

(市となるべき要件の特例)

第 2 条の 2 第 5 条の 2 各号に掲げる処分については、平成 16 年 3 月 31 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、同条中「第 8 条第 1 項第 1 号」とあるのは「第 8 条第 1 項各号」と、「人口に関する要件は、4 万以上」とあるのは「要件は、人口 3 万人以上を有すること」とする。

(市となるべき要件の特例)

第 5 条の 2 次の各号に掲げる処分については、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第 8 条第 1 項第 1 号の規程にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、4 万人以上とする。

- 一 地方自治法第 7 条第 1 項の規程に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの(次条の規定に該当するものを除く。)
- 二 地方自治法第 8 条第 3 項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの(当該市町村の合併の日に市とするものに限る。)

地方自治法 < 抜粋 >

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 全項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。
- 4 第一項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
- 5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(市及び町の要件・市町村相互間の変更)

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。

- 一 人口5万人以上を有すること。
 - 二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。
 - 三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。
 - 四 前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。
- 2 町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。
 - 3 町村を市とし又は市を町村とする処分は第七条第一項、第二項及び第五項及至第七項の例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第一項及び第五項及至第七項の例により、これを行うものとする。

協議 23 号参考資料

市と町の主な相違点

項目	市の場合	町の場合	根拠法令等
議定 員の数	・ 人口5万人未満の市 26人	・ 人口2万人以上の町村 26人	地方自治法第91条第2項
議会の招集の 告示期間	・ 開会の日の7日前までに告示	・ 開会の日の3日前までに告示	地方自治法第101条第2項
議決事項	・ 工事契約等 1億5千万円以上 ・ 財産取得売り払い 2千万円以上	・ 工事契約等 5千万円以上 ・ 財産取得売り払い 7百万円以上	地方自治法第96条、同施行令 121条の2、121条の2第2 項
選挙制度	・ 選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置く。 ・ 指定都市以外の市の議員及び市長 告示は少なくとも7日前に	・ 選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。 ・ 町の議員及び市長 告示は少なくとも5日前に	地方自治法第191条第1項 公職選挙法第33条第5項、 第34条第6項
選挙供託金	・ 市長 100万円 ・ 議員 30万円	・ 町長 50万円 ・ 議員 なし	公職選挙法第92条第1項
選挙運動用はがき 枚数	・ 市長選 8,000枚 ・ 議会議員 2,000枚	・ 町長選 2,500枚 ・ 議会議員 800枚	公職選挙法第142条第1項
監査委員の定数	・ 人口25万人未満の市 3人又は2人(市条例による)	・ 2人	地方自治法第195条第2項

収入役・出納員の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市に収入役を1人置く。 	<ul style="list-style-type: none"> 町に収入役を1人置く。 ただし、条例で収入役を置かず、町長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。 	地方自治法第168条第2項
福祉事務所の設置	<ul style="list-style-type: none"> 収入役の仕事補助させるため出納員その他の会計職員を置く。 市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない(義務) 社会福祉事務所社会福祉主事を置く。 	<ul style="list-style-type: none"> 出納員を置かないことができる。 町は、条例で、福祉に関する事務所を設置することができる(任意) 町に社会福祉主事を置くことができる。 	地方自治法第171条第1項 社会福祉事業法第13条第1項、第3項 社会福祉事業法第17条第1項、第2項
社会福祉主事の設置等	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉主事は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 町に社会福祉主事を置いた場合、老人福祉法、身体障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。 	社会福祉事業法第17条第4項、第5項
民生委員の定数	<ul style="list-style-type: none"> 人口10万人未満の市 120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 	<ul style="list-style-type: none"> 町村 70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 	民生委員法第4条
商工会議所の設置	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所を設置することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として設置できないが、地方自治法第8条第1項第3号に定められた要件を備えていれば、設置することができる。(同種団体として商工会がある。) 	商工会議所法第8条

その他の市の処理する事務等

法令等	事務内容等
生活保護法 第19条	・ 保護の決定及び実施等
児童福祉法 第22条・第23条	・ 妊産婦等の助産施設又は母子生活支援施設への入所措置
知的障害者福祉法 第16条	・ 知的障害者の援護の実施 ・ 知的障害者の援護の社会福祉法人の設置する知的障害者援護施設又は職親への委託
児童扶養手当法 第4条等	・ 児童扶養手当の支給、受給資格及び手当額の認定 ・ 支給に関する不正利得の徴収、支給に関する届出の受理
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	・ 受給資格に関する調査及び支給に関する必要な書類の閲覧等 ・ 法に基づく交付決定までの処理 (特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当)
戦傷病者特別援護法	・ 法に基づく補装具の支給等
文化財保護法 第80条	・ 史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可 ・ その取消し・停止命令
商店街振興組合法 第36条等	・ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可 ・ 役員変更の届出受理、組合員による総会招集の承認 ・ 定款の認可、解散届出の受理、組合合併の認可 ・ 決算関係書類の受理、報告徴収、検査、措置命令、解散命令等

提案第 5 号参考資料

農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）

（設置）

第 3 条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10 人から 40 人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選任による委員）

第 12 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

（1）農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各 1 人

（2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 人以内

（委員の任期）

第 15 条 選挙による委員の任期は、3 年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第 19 条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第 12 条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第 12 条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）

（2 以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 2 万 4 千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7 千ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第 2 条 法第 3 条第 5 項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては 360 ヘクタール、都府県にあつては 90 ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第 2 条の 2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10 アール(北海道にあつては、30 アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が 1,100 以下の農業委員会	20 人以下
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会	40 人以下

朝来郡の現状 (2000 年センサスより)

	生野町	和田山町	山東町	朝来町	計
行政面積 : km ²	112.01	111.61	49.16	130.20	402.98
農地面積 : ha	56.65	633.44	410.52	321.87	1,422.48
農家数 : 戸	81	758	432	452	1,723

市町村の合併に関する法律 (昭和 40 年法律第 6 号)

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律 (昭和 26 年法律第 88 号) 第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 (以下指定都市という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

提案第 5 号参考資料

先 進 地 事 例

篠山市 平成 11 年 4 月 1 日合併

新たに 1 つの農業委員会を置き、4 町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

西東京市 平成 13 年 1 月 21 日合併

新市に 1 つの農業委員会を置き、2 市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

さぬき市 平成 14 年 4 月 1 日合併

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 14 年 7 月 19 日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

山県市 平成 15 年 4 月 1 日合併（予定）

新市に 1 つの農業委員会を置き、3 町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後平成 15 年 9 月 30 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

南アルプス市 平成 15 年 4 月 1 日合併（予定）

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 15 年 11 月 30 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

提案第 6 号参考資料

地 方 税 の 概 要

1 市町村民税(地方税法 292～309)

市町村民税は県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれ、次のとおりである。

個人市町村民税

個人の市町村民税と県民税は、納税義務者や税額計算のもととなる所得金額などが同じため、納税義務者が便利のように市町村が県民税も合せて課税し、合算して納めてもらう制度になっている。

(ア)均等割

個人市町村民税の均等割は人口によって異なり、標準税率は(1)年額 3,000 円(50 万人以上の市)、(2) 2,500 円(5 万人以上 50 万人未満の市)、(3) 2,000 円((1)(2)以外)の 3 段階となっており、現在 4 町とも 2,000 円である。新市の人口 36,416 人(H14 年 8 月末)であり、2,000 円のままとする。

(イ)所得割

個人市民税の所得割は、前年中の所得に対して課税される。

200 万円以下の金額	3 %
200 万円を超え 700 万円以下の金額	8 %
700 万円を超える金額	10 %

標準税率：地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率

法人市町村民税

(ア)均等割

法人市町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。標準税率は、資本金等と従業員数に応じて 9 段階に分かれており、制限税率は 120% まで。(法人県民税は資本金等の額に応じて 5 段階)

区 分	標準税率(年額)
1 資本等の金額が 50 億円を超え従業者数が 50 人を超えるも	300 万円
2 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の従業員数が 50 人を超えるもの	175 万円
3 資本等の金額が 10 億円を超え従業員数が 50 人以下であるもの	41 万円
4 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の従業員数が 50 人を超えるもの	40 万円
5 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の従業員数が 50 人以下であるもの	16 万円
6 資本等の金額が 1,000 万円を超え一億円以下の従業者数が 50 人を超えるもの	15 万円
7 資本等の金額が 1,000 万円を超え一億円以下の従業者数が 50 人以下であるもの	13 万円
8 資本等の金額が 1,000 万円以下の従業者数が 50 人を超えるもの	12 万円
9 1～8 に掲げる法人以外の法人等	5 万円

(イ)法人税割

法人市町村民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に市で定められている税率を乗じて計算する。標準税率は 12.3%、制限税率は 14.7%、4 町とも税率は 12.3%である。(法人県民税は県条例で 5.8%。但し、資本金または出資金が 1 億円以下で、かつ、法人税額が年 1,500 万円以下の法人は 5%)

制限税率：地方公共団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率

2 固定資産税(地方税法 341～441)

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在の固定資産の所有者である。評価は固定資産評価基準に基づき行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定、税率を乗じて算出する。制限税率は 2.1%となっている。4 町とも税率は 1.4%である。

償却資産：工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

3 軽自動車税(地方税法 442～463)

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在に登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者にかかる税金で、税率は 4 町とも標準税率であり、車種、総排気量などにより 1 台当たりの年額で定められている。

4 特別土地保有税(地方税法 585～668)

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の保有及び取得にかかるものがある。納税義務者は、一定規模以上の土地を保有したり、取得している者である。税額は、土地の取得価額に税率を乗じ、その額から、固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算する。税率は 4 町とも、保有 1.4%、取得 3%である。

5 市町村たばこ税(地方税法 464～485 の 12)

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者であり、税率は法律において定められた一定税率で、製造たばこ 1,000 本につき、2,668 円、旧 3 級品(わかば、しんせいなど 6 品目)は、1,266 円である。(法 468、地方附 30 の 2)

6 国民健康保険税(地方税法 703 の 4～703 の 5)

国民健康保険税は国民健康保険に係る費用に充てるために課する目的税で、国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主が納税義務者となる。保険税は、その年の保険事業に必要な費用総額から補助金等を差し引いた残りを被保険者が負担するもので、4 方式(所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割)で算定している。

提案第6号参考資料

地方税の取扱いに関する法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税の不均一課税）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

（2項省略）

地方税法（昭和25年法律第226号）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税

(5) 国民健康保険税

(第3項から第5項、第7項省略)

(公益等に因る課税免除及び不均一課税)

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)

第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合(次条第1項本文の規定に該当する場合を除く。)においては、当該廃置分合により消滅した市町村(以下本条において「消滅市町村」という。)に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利(以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。)は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村(以下本条において「承継市町村」という。)の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て(異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。)その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

(第2項から第4項 省略)

先進事例

あきる野市

2 市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

個人市民税は、標準税率を採用する。但し、個人均等割は、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く 2 年度は現行の税率を採用する。

法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。

軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。

都市計画税は、税率 0.27 パーセントを採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町村の例による。

特別土地保有税は、秋川市の例による。

篠山市

4 町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。

軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。

イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

西東京市

2 市で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である 100 分の 14.7 を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

ア 資本金が一億円以下の法人等 100 分の 12.3

イ 資本金が一億円を超え 10 億円以下の法人等 100 分の 13.5

都市計画税の税率は、100 分の 0.24 とする。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

さいたま市

個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により個人市民税均等割は、平成 14 年度以降年額 3,000 円となる。

法人市民税については、現行のとおりとする。

固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、平成 14 年度以降の納期については、5・7・12・2 月で調整を図る。

軽自動車税については、現行のとおりとする。

市たばこ税については、現行のとおりとする。

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

事業所税については、現行のとおりとする。ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から 6 月を経過する月以降課税区域となる。

都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については固定資産税と同様とする。

減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

提案第7号参考資料

特別職の取り扱い

(1) 市長

4町の町長は、合併日の前日をもって失職する。地方自治法施行令第1条の2の規定により、4町の長のうちから協議により定めた者が、新市の長が選挙されるまでの間、市長職務執行者としてその職務を行う。

なお、市長の選挙は、地方自治法第7条の規定により、新市設置の日から50日以内に行う。

《関係法令》 地方自治法第7条、地方自治法施行令第1条の2

(2) 助役

4町の助役は、合併日の前日をもって失職する。新市の助役は、新市の長が議会の同意を得て選任する。

市町村に助役1人を置くことになっており、条例でこれを増加することができる。任期は4年となっている。

《関係法令》 地方自治法第161条～第163条

(3) 収入役

4町の収入役は、合併日の前日をもって失職する。地方自治法第170条の規定により、市長職務執行者は収入役の職務を代理する者を定める。新市の収入役は、新市の長が議会の同意を得て選任する。

《関係法令》 地方自治法第170条

行政委員会の取り扱い

(1) 教育委員会

4町教育委員会の委員は、合併日の前日をもって失職する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条の規定により、合併日に市長職務執行者が旧町の教育委員(各5名、計20名)のうちから臨時に5名を選任する。さらに、市長職務執行者により招集された最初の教育委員会において、教育委員長、教育長、がそれぞれ互選により定められる。この委員は、臨時的なものであり、その任期は同施行令第18条第2項の規定により、新市設置後最初に行なわれる市長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までとなる。その後、第1回定例議会において改めて教育委員の人事が提案・同意され、教育委員会において、新たな教育委員長を選挙し、教育長を互選により定める。なお、この新たな委員の任命に当たっては、同施行令第20条の規定により、市長が各委員の任期(定数が5人の場合、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年)をそれぞれ定める。

《関係法令》 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条～第20条

(2) 選挙管理委員会

4町の選挙管理委員会の委員は、合併日の前日をもって失職する。地方自治法施行令第4条の規定に基づき、議会において選挙されるまでの間、旧町の選挙管理委員（各4名、計16名）の互選により、合併日に新市の選挙管理委員（4名）を定める。任期は新市議会で委員が選挙されるまでの間となる。その後、市議会における選挙で4人を定める。

《関係法令》 地方自治法施行令第4条、地方自治法第182条

(3) 監査委員

監査委員は、合併日の前日をもって失職する。行政実例により市長職務執行者は監査委員を選任すべきでないとされているため臨時的な任用は行わず、新市発足後 新市長が議会の同意を得て、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することとなる。

なお、地方自治法施行令第130条の規定により4町の監査委員は新市監査委員に担任する事務を引き継がなければならない事になっている。

定数は、市にあっては条例の定めにより3人又は2人で任期は4年となっている。

《関係法令》 地方自治法第195条～第197条、地方自治法施行令第130条

(4) 公平委員会

4町の公平委員会については、地方自治法第252条の7第1項及び地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、共同設置されている但馬公平委員会により対応している。合併に当たっては、但馬公平委員会から合併前日に4町が脱退し、新市設置日に新市が加盟することとなる。

《関係法令》 地方自治法第252条の7、地方公務員法第7条

(5) 固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会については、地方税法第423条により、合併日に市長職務執行者が旧町の固定資産評価審査委員会委員（各3名、計12名）のうちから3名以上を選任する。任期は新市長が選挙されるまでの間。その後、新市長が市長就任日に3名以上を選任する。さらに、第1回定例議会において改めて同委員の人事が提案・同意され、就任する。

《関係法令》 地方税法第423条

特別職の取り扱い

	新市発足日 (16年3月 日)	新市長誕生 (50日以内に選挙)	新市長招集による議会	
町 長 市 長	失職 →	新市長職務執行者 (4町の長が協議)		
助 役	失職 →		長が議会の同意を得て選任	
収 入 役	失職 →	収入役職務代理者(地自法第170条)	長が議会の同意を得て選任	
議 長 副 議 長 議 員		別途協議		
教育委員会 (委員長)	失職 →	暫定教育委員会 新市長職務執行者から選任した教育委員のうちから定めた者	長が議会の同意を得て任命	委員の中から選挙 →
教育委員会 (委員)	失職 →	新市長職務執行者が4町の教育委員であった者から5人を選任 任期は新市長招集による議会の会期末までの間		→
教 育 長	失職 →	新市長職務執行者から選任した教育委員(委員長に選任された委員を除く)のうちから定めた者		教育委員会が委員の中から互選し任命 →
選挙管理委員会 (委員長)	失職 →	暫定選挙管理委員会	4人を議会において選挙(補充員同数)	委員の中から選挙 →
選挙管理委員会 (委員)	失職 →	4町の委員であった者から互選により選任 任期は議会において選挙されるまでの間		→
監査委員 (識見委員)	失職 →		長が議会の同意を得て選任	
監査委員 (議会選出)	失職 →	監査委員不在期間	議員の中から選任	
農業委員会 (選挙・委員)		別途協議		
固定資産 評価審査 委員会	失職 →	暫定固定資産評価審査委員会 4町の委員であった者のうち新市職務執行者が選任 任期は新市長が選挙されるまでの間	新委員が議会で同意されるまでの間、新市長が選任	条例で委員数を定め議会の同意を得て選任 →
公平委員会 (但馬公平委員会)	4町脱退	新市加盟		→

提案第7号参考資料

特別職の職員の身分の取り扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(第4項から第8項 省略)

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。

3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

先進事例

ひたちなか市

2市の特別職の身分の取扱いについては、2市の長が別に協議して定めるものとする。

あきる野市

特別職の身分の取扱いについては、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

篠山市

新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。
行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

西東京市

市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。

ア 任期は、各法令の定めるところによる。

イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。

報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。

ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。

ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

さいたま市

3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。

慣行の取扱いについて

先進市事例

篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

新潟市

- (1) 市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。
- (2) 市民憲章については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。
- (3) 行事等については、成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。